

閲覧に当たっての注意事項

- 1 本図書は、丁寧に扱ってください。本図書が汚れたり破損した場合には、閲覧を中止することがありますので注意してください。
- 2 本図書を閲覧所以外へ持ち出すことはできません。
- 3 本図書の全部又は一部について、第三者による複製、転載、販売、配布を禁じます
(ここでいう「複製」とは、個人使用目的の少量複製ではなく、大量複製を指します。)
- 4 本図書についての意見・質問などは、「8 連絡先」の担当係でのみ受け付けます。また、意見・質問などは、必ず「公表図書質問書（別記様式第1号）」（以下「質問書」という。）をご利用ください。
- 5 電話等による口頭での意見や質問書以外での文書による意見・質問は一切受け付けることができませんので、ご了承ください。
- 6 質問書は、持参する以外にも郵便又はFAXでも受け付けます。
- 7 質問書の記載内容が不十分である場合、又は、故意に偽りの内容を記載した場合には、質問に対して回答できない場合があります。
- 8 連絡先
 - (1) 担当係：鹿児島県環境林務部環境林務課技術管理係
 - (2) 住所：〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号
 - (3) 電話番号：099-286-2111（代表）【内線：3340】
099-286-3340（直通）
 - (4) FAX：099-286-5607

公表図書質問書

1 質問者	(1) 氏名		(2) 電話番号	
	(3) 住所		(4) 会社名	
	(5) E-mail アドレス			
	(6) 希望する回答の方法			
	(7) 回答先			
2 質問等の内容				
3 添付資料	有	無	枚数	枚

記入に当たっての注意事項

- 1 質問者の(1)氏名と(2)電話番号は必ず記入してください。御連絡させていただく場合があります。(3)住所、(4)会社、(5)E-mail アドレスは差し支えない場合は、記入してください。
- 2 質問等の内容について、記入欄が不足する場合は概要を記入し、別途、詳細な資料を添付することができます。
- 3 添付資料がない場合は、「無」に○印をつけてください。添付資料がある場合は、「有」に○印をつけて枚数を記入してください。また、添付資料には必ず通し番号をつけてください。

令和7年3月1日以降適用する単価の改定概要

第1章 労務単価

- ・山林砂防工

上記単価を改定しました。

令和6年度
森林土木事業設計単価表

(令和7年3月1日以降執行伺い決裁分より適用)

鹿児島県環境林務部

鹿児島県森林土木事業設計単価表について

1 はじめに

「鹿児島県森林土木事業設計単価表（公表版）」は、鹿児島県環境林務部発注の森林土木事業の積算に用いる設計単価のうち、鹿児島県環境林務部が定めた設計単価の一覧です。

なお、4月1日以降に単価改定が生じた場合、改定があった資材等の価格を太字で表示し、改定資材掲載頁のみ掲載します。

2 適用

令和7年3月1日以降

3 単価の取り扱い

(1) 掲載資材について

- ① 取引事例が著しく少ない場合等については、適正な価格が調査できないため、単価を設定せず「一」と表記しています。
- ② 農政部が制定した設計単価表を準用している単価については、「空白」としています。

(2) 掲載されていない資材の単価について

鹿児島県で他に制定されている建設資材等の単価表（土木部，農政部）を準用しています。

(3) その他の資材単価等の取り扱いについて

当該単価表に明記されていないその他の必要事項については、「公共事業設計単価表（鹿児島県土木部）第2章 資材単価の取り扱いについて」を準用しています。
ただし、「3（2）（ロ）特別調査による場合」については、適用していません。

目 次

森林土木事業設計単価留意事項

第1章 労 務 単 価	1
第2章 森林土木事業単価	
(1) 燃 料 類	2
(2) コンクリート二次製品関係	3
(3) 鋼 材 関 係	6
(4) 肥料・種子関係	10
(5) 木 材 関 係	12
(6) 苗 木 関 係	14
(7) 諸資材関係	15
(8) 委託用資材	16

第 1 章 勞 務 單 價

1 労務単価

単価 コード	職 種	労務単価 (単位:円/人)
TR0001	山林砂防工	27,700
TR0002	ハブ対策監視員	10,500

注)当該単価は、令和7年3月1日以降執行伺い決裁分から適用中である